



投票日

6月28日(日)

7:00～18:00

山田町長選挙

確かな一票を投じましょう

山田町長選挙が6月23日告示、6月28日を投票日として行われます。向こう4年間の町が進むべき未来を決めるための大切な選挙であり、皆さんの意思を反映させるときです。候補者の意見に耳を傾け、確かに一票を投じてください。投票日に仕事や旅行など用事がある人は期日前・不在者投票を利用し、棄権することのないようにしましょう。

投票方法

投票所は、左表投票所一覧の町内19カ所です。

係員が投票を補助します

今回行われる町長選挙は、次の投票方法で行います。

なお、投票用紙はどちらも白色です。

▽期日前・不在者投票

投票用紙に候補者の氏名を書き、投票してください。

▽28日の投票日 候補者の氏名の上欄に「○」を書いて投票してください。

当日の投票は午後6時まで

午前の投票時間は、午前7時から午後6時までとなります。

この制度は、期日前・不在者投票でも利用できます。

期日前・不在者投票

※町内で転居する予定の人は、次の投票所で投票することになりますのでご注意ください。
①6月12日までに届け出をした人：新住所地で投票
②6月13日以降に届け出をした人：旧住所地で投票

入場券をお忘れなく

入場券は6月23日以降に各家庭に郵送しますので、記載されている投票所を確認の上、投票の際にお持ちください。
※入場券を紛失された場合でも投票はできます。

- ◆時間 午前8時半～午後8時
- ◆持ち物 入場券
- ◆場所と時間
- ◆期間 6月24日～27日
- ◆役場2階特別会議室

なお、不在者投票は、役場2階特別会議室のみとなります。

町内で投票できる人

投票できる人は、次に該当する人です。
投票日に仕事や旅行などの用事がある人、入院中や長期出張中などで投票所へ行けない人のための制度として期日前投票制度と不在者投票制度があります。

- ◆問い合わせ 町選挙管理委員会事務局（☎82-13111内線418）へどうぞ。
- ◆開票は、即日開票です。開票作業は当日の午後8時から山田小学校体育館で行います。

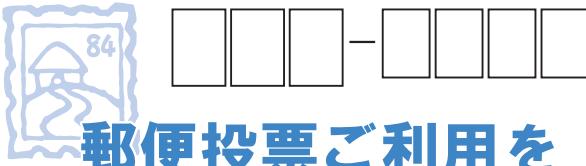


5月25日で、マイナンバー通知カードが廃止されました。これにより、出生などにより新たにマイナンバーが付番された人には、個人番号通知書が送付されます。ただし、個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類として使用できませんのでご注意ください。また、通知カードの新規発行や再交付、通知

カードの氏名、住所などの記載事項の変更ができなくなりました。今後マイナンバーを証明する書類は、マイナンバーカードもしくはマイナンバー入りの住民票のみとなります。なお、当面の間は、氏名や住所などが住民票と全て一致する場合に限り、マイナンバーを証

通知カードが廃止 マイナンバー証明書類の確認を

- ◆ 通知カードとマイナンバーの違い
 - ◆ 通知カード
 - ◆ マイナンバーカード
 - ◆ 申請先・問い合わせ
- 明する書類として通知カードを使用できます。
- ◎ 仕様 身分証明書として使用でき、コンビニエンスストアなどの端末で住民票や印鑑登録証明書などを取得することができます。
- ◎ マイナンバーカードの交付手続き
- マイナンバーカードの交付手続きは、来店しなくてもスマートフォンや郵送などにより自身で申請することができます。詳しくは、問い合わせください。
- ◆ 概要
- 通知するためのカード
- ◆ 様式
- 紙製のカードで顔写真が載らない
- ◆ 様式
- 12桁のマイナンバーを通知するためのカード
- ◆ 様式
- 紙製のカードで顔写真が載らない
- ◆ 様式
- 金融機関など民間事業者の窓口で身分証明書として使用できない
- ◆ 様式
- 12桁のマイナンバーを記載した身分証明書
- ◆ 様式
- プラスチック製のカード
- ◆ 様式
- 内線122)へどうぞ。
- ◆ 様式
- 課住民記録係(☎821-3111)



郵便投票ご利用を

身体障害者手帳などの交付を受けている人で、記載されている内容が次に該当する人は、郵便による投票ができます。郵便投票をする人は、町選管から交付された郵便投票証明書を提示の上、6月24日までに投票用紙を請求してください。

◆ 郵便投票ができる人

- ▷ 身体障害者手帳…両下肢などの障害が1、2級、内臓機能障害が1、3級、免疫障害が1～3級の人
- ▷ 戦傷病者手帳…両下肢などの障害が特別項症～第2項症、内臓機能障害が特別項症～第3項症の人
- ▷ 介護保険の被保険者証…要介護状態区分が「要介護5」の人

※郵便投票証明書をお持ちでない方は、町選管へ交付の申請をしてください。また、証明書には有効期限がありますので、期限が切れている方は忘れずに更新の手続きをしてください。

一自筆できない方には代理記載制度があります

郵便投票の対象となっている方で、障害者手帳などに記載されている内容が次に該当し、自ら記載するのが困難だという方は、事前に登録した代理人に投票に関する記載をさせることができます。

- ▷ 身体障害者手帳…上肢または視覚の障害が1級
- ▷ 戦傷病者手帳…上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症まで

◆ 投票所一覧

投票区	投票所
山 田 第 1	まちなか交流センター
	町中央公民館
	旧山田北小学校体育館
	旧さくら幼稚園
	関口農業担い手センター
船 越 第 1	船越防災センター
	山の内生活改善センター
	田の浜コミュニティセンター
	大浦漁村センター
織 笠 第 1	織笠コミュニティセンター
	猿神農業担い手センター
	田子ノ木生活改善センター
	織笠コミュニティ外山ブロックセンター
大 沢 第 1	ふるさとセンター
豊 間 根 第 1	豊間根生活改善センター
	農村婦人の家
	田名部林業担い手センター
	上豊間根自治交流会館
	荒川農業構造改善センター